

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 3 | 軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名張市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに個人情報保護に関する法令を順守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

三重県 名張市長

公表日

令和5年6月9日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 軽自動車税に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・地方税法、その他の地方税に関する法律および条例に基づき、軽自動車税の賦課及び徴収(口座振替事務及び過誤納金の還付充当処理を含む)並びにそれらに伴う調査及び証明書の交付を行う。</p> <p>・地方税法、その他の地方税に関する法律および条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①軽自動車税賦課対象者の判定 ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領 ③納税通知書による税額の通知 ④納税者からの減免申請書の受領 ⑤減免申請の対象者の他室への情報照会 ⑥滞納者の調査、及び自治体等からの調査への回答 ⑦督促、催告及び滞納処分 ⑧更正による還付の通知</p> |
| ③システムの名称 | 軽自動車税システム 収滞納管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 軽自動車税賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 市民部課税室 市民部収納室 |
| ②所属長の役職名 | 課税室長 収納室長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 名張市鴻之台1番町1番地 課税室 0595-63-7429 収納室 0595-63-7439 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 名張市鴻之台1番町1番地 課税室 0595-63-7429 収納室 0595-63-7439 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和1年10月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和1年10月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|------|-------------|
| | I-5-① 部署 | 市民部課税室 | 市民部課税室 市民部収納室 | 事後 | |
| 平成28年11月29日 | I-5-② 所属長 | 課税室長 山口 正治 収納室長 山口 敦 | 課税室長 藤野 泰司 収納室長 田中 弘二 | 事後 | |
| 平成29年11月29日 | I-5-② 所属長 | 課税室長 藤野 泰司 収納室長 田中 弘二 | 課税室長 藤野 泰司 収納室長 福西 善久 | 事後 | |
| 令和1年6月21日 | I-5-② 所属長 | 課税室長 藤野 泰司 収納室長 福西 善久 | (項目なし) | 事後 | 様式変更による項目削除 |
| 令和1年6月21日 | I-5-② 所属長の役職名 | (項目なし) | 課税室長 収納室長 | 事後 | 様式変更による新規項目 |
| 令和1年6月21日 | IV. リスク対策 | (項目なし) | (様式変更による項目の追加) | 事後 | 様式変更による新規項目 |
| 令和2年6月5日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成26年10月31日時点 | 令和1年10月31日時点 | 事後 | |
| 令和2年6月5日 | II しきい値判断項目 2. 取得者人数 いつ時点の計数か | 平成26年10月31日時点 | 令和1年10月31日時点 | 事後 | |
| 令和4年5月30日 | I-4-② 法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 | 番号法第19条第8号 別表第二の27の項 | 事後 | 法改正による号ズレ |